

日本機能水学会会則

(最新改定 2018.6.30)

第1章 総則

第1条 本会は、日本機能水学会 [The Japanese Society for Functional Water(JSFW)] と称する。

第2条 本会は、機能水および関連領域の科学の進歩とその普及を図るとともに、会員相互の交流および国際的な学術交流に寄与することを目的とする。

2 機能水の定義は、「人為的な処理によって再現性のある有用な機能を獲得した水溶液の中、処理と機能に関して科学的根拠が明らかにされたものおよびされようとしているもの」とする。

第3条 本会の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 日本機能水学会誌（機能水研究；The Journal of Functional Water）、学術図書などの刊行
- 2) 年次学術大会などの学術集会の開催
- 3) 国内外の関連学会、関係機関との連絡協力
- 4) 研究および業績の表彰
- 5) その他本会の目的の達成に必要な事業

第4条 本会の事務局は、理事会の議を経て理事長が指定する場所に置き、学会誌に明示する。

- 2 事務局の場所と業務は細則に定める。
- 3 業務継承の重要性に鑑み、事務局長は事務局委嘱先より選出され、事務局業務を統括する。

第2章 会員

第5条 本会の会員の種類は、次のとおりとする。

- 1) 正会員
- 2) 学生会員
- 3) 終身会員（称号）
- 4) 賛助会員
- 5) 名誉会員
- 6) 特別会員

第6条 正会員は、国内外を問わず本会の目的に賛同する機能水および関連領域の研究者またはこれに関心をもつ個人で、細則に定める年会費を納める者とする。

2 正会員は、当学会の事業活動に積極的に参加するよう努めなければならない。

第7条 学生会員は、本会の目的に賛同する大学院、大学およびこれらに準ずる教育研究機関の院生・学生で、細則に定める年会費を納める者とする。

第8条 終身会員（称号）は、会員資格を連続して10

年以上維持する70歳以上の正会員で、3万円を納める者とする。以後、年会費の納入を必要としない。

第9条 賛助会員は、国内外を問わず、本会の目的に賛同し、その事業を後援するために細則に定める年会費を納める団体または個人とする。

第10条 名誉会員は、機能水分野での学術的貢献または当学会への貢献が顕著な会員の顕彰（称号授与）のために、細則に則り選出される個人とする。

第11条 特別会員は、機能水に関する公益的な活動を行なっている団体で、理事会の議を経て決定する。

第12条 会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書を事務局に提出する。入会の可否は事務局長が判断し、理事会に報告する。

第13条 会員は、細則に定める権利を有する。

第14条 年会費は前納制とし、会員は毎年度初めに事務局からの請求に応じて納入しなければならない。

2 年会費の改定は理事会の議を経て総会において決定する。

第15条 会員は、次のいずれかに該当する場合、会員資格および細則に定める会員の権利を喪失する。

- 1) 退会者。退会を希望する会員は、退会届を事務局長に提出する。なお、年会費の未納がある場合にはこれを完納しなければならない。
- 2) 納入催告を無視した会費滞納および本会に対する運営妨害または誹謗中傷などの名誉毀損により、理事会において除名が議決された会員。

第3章 役員および評議員

第16条 本会に次の役員（理事、監事）および評議員を置く。

- 1) 理事 15～20名
- 2) 監事 2名
- 3) 評議員 10名以内

第17条 理事は、正会員の中より細則に則り選出され、理事会を構成し、本会の会務を審議し、実行する。

2 理事長は、理事の互選により選出され、本会を代表し、会務を総理する。

3 副理事長は、理事長により選任され、理事長を補佐する。理事長に支障あるときはその職務を代行する。

第18条 監事は、理事を除く正会員の中より細則に則り選出され、本会の事業、資産および経理を監査す

る。

第19条 評議員は、正会員の中より細則に則り選出する。

第20条 理事、監事、評議員の任期は3年とする。

2 理事、監事の重任は2回までとする。

3 理事、監事、評議員のいずれか2つを兼任することはできない。

第21条 理事、監事および評議員に欠員が生じた場合、理事長は正会員の中より候補者を推薦し、理事会の承認を受けて補充することができる。補欠による任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 会議

第22条 本会に次の会議を置く。

- 1) 総会
- 2) 理事会
- 3) 評議員会
- 4) 専門委員会
- 5) 特別委員会
- 6) その他理事会が必要と認める会議

第23条 総会は、本会の最高議決会議であり、事業報告・収支決算、事業計画・収支予算、およびその他の重要事項について審議決定する。

2 総会は、年1回(原則として年度終了後3ヶ月以内)理事長が招集・開催する。

3 総会の議長は理事長が務める。

4 総会は、会員の1/10以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。

5 議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第24条 理事会は、理事長が定例として年2回以上招集する。

2 理事総数の1/3以上または監事より、審議すべき事項を示して理事会招集の請求があったときには、理事長はできる限り速やかに臨時理事会を招集しなければならない。

第25条 理事会は、理事長が議長となり、本会の事業、運営、財務について審議する。

2 理事会は、専門委員会を統括する。

3 理事会は、委任状を含めて理事総数の過半数の出席をもって成立する。

4 議事は、出席理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第26条 評議員会は、理事長が年1回総会時に招集し、収支決算報告の審議・承認を行う。また、特別委員

会の分掌、理事長からの諮問に対する答申を役割とする。

2 議長は評議員の互選で選出する。

3 評議員会は委任状を含めて評議員総数の過半数の出席をもって成立する。

4 議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第27条 専門委員会は、理事会の議を経て設置し、会務執行を補佐する。専門委員は細則に則り理事会の議により選出する。専門委員の任期は3年とし、重任を特に制限しない。

第28条 特別委員会は、理事会の議を経て、学会あり方委員会、役員・評議員選考委員会、およびその他の特別委員会を置くことができる。

2 特別委員は、細則に則り理事会の議により選出する。

3 特別委員の任期は3年とし、重任を特に制限しない。

第5章 支部会および分科会

第29条 支部会は、理事会の議を経て地域別に置くことができ、地域別の学術集会を企画、運営する。

第30条 分科会は、理事会の議を経て置くことができ、分野別の課題について検討し、学術集会を企画、運営する。

第6章 学術集会および学会誌

第31条 学術集会は、理事会の議を経て、次の集会を開催する。

- 1) 年次学術大会
- 2) 支部会・分科会
- 3) 講演会・セミナー
- 4) ワークショップ
- 5) 講習会・研修会
- 6) その他理事会で決定した集会

第32条 学会誌は、細則に則り刊行する。

第7章 資産および会計

第33条 本会の資産は、次のとおりとする。

- 1) 財産目録記載の財産
- 2) 会費
- 3) 事業に伴う収入
- 4) 資産から生じる収入
- 5) 寄付金
- 6) その他の収入

第34条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第35条 本会对する寄付または補助金などは、理事会の議を経て受けることができる。

第8章 会則および細則の改定

第36条 会則の制定および改定は、理事会の議を経て、総会において決定する。

第37条 細則の制定および改定は、理事会の議を経て、総会において決定する。

第38条 内規の制定および改定は、理事会において決定する。

附則

- 1.この会則は、平成14年（2002年）9月13日より施行する。
- 2.この会則は、平成15年（2003年）6月21日に改定した。
- 3.この会則は、平成30年（2018年）6月30日に改定した。

日本機能水学会細則

(最新改定 2022.7.8)

第1章 総則関係

第1条 学会誌および学術集会

1) 学会誌

- ① 学会誌「機能水研究 (The Journal of Functional Water)」は、年2回以上発行する。
- ② 学会誌は、会員に無償で配布する。
- ③ 会員は、学会誌へ別に定める日本機能水学会誌投稿規定により、投稿することができる。

2) 学術集会

- ① 年次学術大会は、毎年1回秋季に開催する。
- ② 年次学術大会長は、事務局長を含めた学術集会委員会候補者を選考し、理事会の承認を経て選任する。
- ③ その他の学術集会は、春季または夏季に開催することを原則とし、年次学術大会と連携して開催することができる。
- ④ 学術集会における研究発表は、会員に限る。ただし、会員の知識の向上などを目的に行われる講演に関してはその限りでない。
- ⑤ 学術集会への参加者は、所定の参加費を納めるものとする。
- ⑥ 学術集会において発表される内容の要旨は、学会誌または要旨集に掲載する。
- ⑦ 分科会の学術集会については、当該分科会に一任する。

第2条 事務局

1) 一般財団法人機能水研究振興財団(東京都品川区上大崎2丁目20番8号)内に置く。

2) 事務局業務(下記)は、機能水研究振興財団に委嘱する。

- ① 会員の管理：入退会(会員異動を学会誌またはホームページに掲載)、名簿、会費納入
*個人会員情報の取扱いは、個人情報取扱い規定に従って慎重に行う。
*会費滞納者(3年)については、幽霊会員の状態で放置せず、理事会に報告する。
- ② 会計の管理：一般会計、特別会計
- ③ 役員(理事・監事)、評議員の管理：名簿、任期、役職
- ④ 各種文書の作成・管理：事業計画・報告、予算・

決算、会則・細則・内規、投稿規定

- ⑤ 会議(総会、理事会、評議員会)における資料の準備、議事録の保管
 - ⑥ 学会誌およびニュースレターの編集・作成および配布・管理
 - ⑦ ホームページの管理
 - ⑧ 各種学会活動の補佐
- 3) 事務局業務委嘱料は、事務局長が委嘱先と交渉して取り決める。

第2章 会員関係

第3条 会員の義務

1) 年会費は次のとおりとする。

- ① 正会員 5,000円。
- ② 学生会員 3,000円。
- ③ 賛助会員 50,000円(1口)。ただし、複数口も可。
- ④ 特別会員 理事会の議を経て決める。
- ⑤ 終身会員および名誉会員は、年会費の納入を必要としない。

2) 事務局は、年度初めに正会員、学生会員および賛助会員へ年会費の請求を行う。また、滞納者に対しては督促を行う。

第4条 会員の権利

- 1) 会員は、総会に参加できる。正会員は意見を述べ、議決に加わることができる。
- 2) 学術集会など本会が開催する行事に有償または無償で参加できる。ただし、年会費未納の場合は非会員扱いとなる。
- 3) 会員は、日本機能水学会誌の無償配布および本会刊行の学術図書や資料等の有償または無償の配布を受けることができる。

第5条 名誉会員

1) 名誉会員(称号)は、満70歳に達した個人会員を対象とし、特別委員会(学会あり方委員会)において以下の各号に関して、3項以上の条件を満たす会員を候補者として選考し、理事会および評議員会の承認を経て授与する。

- ① 機能水および関連領域の科学の進歩、あるいは本会の発展への著しい寄与。
- ② 学術集会における顕著な業績の発表。

- ③ 役員・評議員として通算3期以上の実績
 - ④ 年次学術大会長、支部長、分科会長としての実績。
- 2) 海外において長年にわたって機能水の基礎・応用研究を展開し、本学会への貢献が著しい個人に対して理事会の議を経て授与する。

第6条 特別会員

- 1) 理事会の議を経て選出される。
- 2) 特別会員の入会金および年会費は無料を原則とするが、場合により理事会の議を経て有料とすることもできる。
- 3) 特別会員の特典は、情報提供(ニュースレターなど)とホームページのリンクとする。

第3章 役員および評議員関係

第7条 役員(理事、監事)および評議員の選出手順

- 1) 理事会は、非改選の理事および評議員の中から役員・評議員選考委員会を構成する委員を選出し、候補者の推薦を委嘱する。
- 2) 理事会は、若干名の候補者を推薦することができる。
- 3) 役員・評議員選考委員会は、下記の事項を考慮して理事・監事・評議員の候補者を選考し、理事長に答申する。

<選考の際に考慮すべき事項>

- ① 役員改選は、事業運営の継続性を考慮して、全体の半数を原則とする。
 - ② 理事の構成は、専門的分野、地域、世代および学術的活動性などを勘案する。
 - ③ 役員は、満75歳を超えて新たな任期に就任できない。
 - ④ 評議員は、満80歳を超えて新たな任期に就任できない。
 - ⑤ 任期の途中で欠員が生じた場合は、理事会において対応を協議決定する。
- 4) 理事長は、理事会および評議員会の議を経て候補者の承認を総会に諮る。

第4章 会議関係

第8条 総会

- 1) 総会は、原則として年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 2) 総会での審議事項は、理事会および評議員会の議を経ることを原則とする。
- 3) 総会開催に当たって、事務局は以下の作成を担当する。

- ① 紙ベースの事業計画・収支予算および事業報告・決算の案。
- ② 議事進行次第
- ③ 議事録案。

第9条 理事会

- 1) 通常理事会は、総会時と年次学術大会時の年2回開催することを原則とする。
- 2) 事業計画・収支予算および事業報告・決算の案は、専門委員会・特別委員会の報告に基づき事務局長がまとめ、理事会に提出する。
- 3) 理事会議事録は、事務局長が案を作成し、理事長と監事が議事録署名人となる。
- 4) 年次学術大会については、大会長・事務局を中心とする独自計画・予算とし、学術大会直前の理事会において大会事務局より準備状況報告を受ける。
- 5) 理事会の活動費用、旅費、交通費は内規に定める。

第10条 評議員会

- 1) 決算報告など審議事項の結果は、議長から理事長へ報告する。
- 2) その他、理事長の諮問に適宜応じて審議し、議長名で答申する。
- 3) 議事録は議長が作成し、互選された議事録署名人とともに署名し、事務局が保管する。
- 4) 評議員会の活動費用、旅費、交通費は内規に定める。

第11条 専門委員会

- 1) 当面、財務・庶務委員会、学術集会委員会、学会誌委員会、国際交流委員会、技術・標準化委員会の5委員会とする。その他、理事会で必要と認めた委員会を適宜設置する。
 - ① 財務・庶務委員会：事務局と協働し、財務、広報などを分掌する。
 - ② 学術集会委員会：講演会、講習会、研修会などの集会を分掌する。
 - ③ 学会誌委員会：学会誌を分掌し、学会誌投稿規定を作成する。
 - ④ 国際交流委員会：諸外国の機能水研究者との交流を分掌する。
 - ⑤ 技術・標準化委員会：科学技術情報の入手と整理、用語・評価法などを分掌する。
- 2) 各委員会は、理事会で選出された2~3名の理事で構成する。専門知識を有する評議員や正会員を加えることができる。委員数は5名までを原則とする。
- 3) 専門委員会の活動費用、旅費、交通費は内規に定める。

第12条 特別委員会

- 1) 学会あり方委員会は、原則として理事・評議員・事務局長で構成される。委員数は原則として7名までとする。
- 2) 役員・評議員選考委員会は、原則として非改選の理事・評議員の中から理事会において選出する。委員数は原則として7名までとする。
- 2 当該改選期の年度初めに活動を開始し、総会直前の理事会・評議員会までに選考を終え、理事長に答申する。
- 3) 特別委員会の委員長は原則として評議員が務める。
- 4) 特別委員会の活動費用、旅費、交通費は内規に定める。

第5章 支部会および分科会関係

第13条 支部会

- 1) 理事会の議を経て全国各地に支部を置くことができる。
*現在、関東支部会（ウォーター研究会）、関西支部会（関西ウォーター研究会）がある。
- 2) 各支部長は、理事会において承認する。
- 3) 各支部は、支部役員を選任し、年次活動計画を立て、実行する。

4) 各支部は、活動補助費を事務局（本部）から受けることができる。

5) 年度末に活動報告を事務局宛てに提出する。

第14条 分科会

1) 学術的また機能的分野に分け、理事会の議を経て分科会を設けることができる。

2) 分科会長は、理事会において承認する。

3) 各分科会は、分科会役員を選任し、年次活動計画を立て、実行する。

4) 各分科会は、活動補助費を事務局（本部）から受けることができる。

5) 年度末に活動報告を事務局宛てに提出する。

附則

1. この細則は、平成15年6月21日から施行する。
2. この細則は、平成30年（2018年）6月30日に改定した。
3. この細則は、令和4年7月8日に改訂した。